

第11回秋田家庭裁判所委員会議事概要

秋田家庭裁判所事務局総務課

1 開催日時

平成21年2月19日（木）午後3時～午後5時

2 秋田家庭裁判所大会議室

3 出席者

（委員）

伊東孝平，狩野節子，河村吉晃，小林英義，佐藤英治，神敏郎，鈴木陽一

（敬称略・五十音順）

（説明者）

大中事務局長，大滝首席家裁調査官，腰塚首席書記官，清野事務局次長，伊藤
訟廷管理官

（庶務）

小野総務課長，門脇総務課課長補佐，佐々木庶務係長

4 議事

（1）委員会出席が初めてとなる委員の紹介

（2）議事の進行について

（3）委員長の選任

（4）委員長の職務代理者の指名

（5）後見開始申立てに係る申立書書類一式に関する提言

（6）「家庭裁判所における人事訴訟の現状と課題について」を議題にした意見交
換等

（7）次回開催期日及びテーマについて

5 議事要旨

（1）委員会出席が初めてとなる委員の紹介

委員任命後，委員会出席が初めてとなる河村委員から自己紹介が行われた。

(2) 議事の進行について

異動により委員長不在となっているため、秋田家庭裁判所委員会委員長職務代理者の鈴木陽一委員が議事を進行する旨を告げた。

(3) 委員長の選任

(以下、◎が委員長職務代理者)

◎ 委員長については、家庭裁判所委員会規則6条1項により、「委員の互選により選任する」とされているので、御意見を承りたい。

○ 「委員長は任期が2期目となる市民委員から選出されるべきである。」と考えているが、今回は出席した市民委員全員の任期が1期目なので、家裁所長を委員長に選任することに異議はない。

◎ 委員の互選により家裁所長の河村委員を委員長に選出することとする。

(4) 委員長の職務代理者の指名

委員長は、家庭裁判所委員会規則6条3項により、委員長の職務代理者として鈴木陽一委員を指名した。

(以下、◎が委員長、○が委員、□が説明者の発言)

(5) 後見開始申立てに係る申立書書類一式に関する提言

○ 弁護士から見ても、必要な書類はすべて整っていたと思う。ただ、弁護士以外の方は、書類の多さに圧倒されるのではないか。その中でも、親族関係図の記載が祖父・祖母から始まっている点に関しては、裁判所が申立人に過大な要求をしているように考えられる。また、書類一式が入った封筒に、「書類の作成に関しては、裁判所もお手伝いします。」というような朱書きの記載も欲しい。

○ 行政の窓口では、これだけの書類の提出を申請者に求めてはいない。

□ 親族関係図は、職員が、手続案内の窓口で申立予定者から聴取した内容に基づいて、作成している。「申立書類の作成を手伝う」旨の記載を書類一式が入った封筒に記載することについては、今後検討したい。提出する書類の軽減に

については、現在、検討しているところである。

- 提出する書類の量は、成年後見制度が出来た当初に比べ、少なくなってきたている。
- ◎ 元々手続が重すぎて使い勝手が悪いので、運用で手続を軽くしつつある。
- 一般の国民は、提出書類の作成方法を裁判所の窓口で聞くことができることを知らない場合が多いので、その点の周知を強化してもらいたい。

(6) 「家庭裁判所における人事訴訟の現状と課題について」を議題にした意見交換等

実際に人事訴訟事件を担当している委員から制度概要が説明された後、説明者から秋田家裁における運用状況、家裁調査官の関与及び参与員の活用方法等について説明が行われた。

- 調停手続で解決しない事案としては、離婚そのものについては合意ができているものの親権の指定を巡って争いになるケースが多く、その陰に祖父母の意向が影響していることも多い。また、財産分与が問題となる事案で、夫婦がお互いに財産内容を正直に開示していないとして、もめるケースもある。
- 「親権者の適格性の調査においては、子の意向を調査することもある。」との説明だが、児童の権利に関する条約12条にいう「自己の意見を形成する能力のある児童」との関連はどうなっているのか。
- 15歳以上の子については、規定上、必要的にその意向を聴取することになる。それ以下の子の場合、実務上は、満年齢おおむね10歳以上の子について、家裁調査官に対する意向聴取の調査命令が発出されることが多い。家裁調査官は、意向聴取をするに当たって、子が養育している親の影響を受けることを考慮して、養育されている家庭に赴いて面接するか、裁判所で面接するかをケースごとに判断している。
- ◎ 面接交渉を求める調停の場で、親権者から「親権者自身は面接交渉に反対しないが、子自身が面接を拒否している。」として、面接を拒否されるケースが

ある。しかし、子は養育している親の意向に従う傾向があるので、子が本心から拒否しているのか、実際のところは分からない。そのような場合に家裁調査官による調査を活用することがある。

- 参与員の給源は、どうなっているのか。
- 秋田家裁の場合、家事調停委員から選任されるケースが圧倒的に多い。人事訴訟専門に関与する参与員は、地裁から家裁に手続が移行された直後に選任された数人だけであり、その後選任された者はいない。このため、新たな給源を確保するよう、今後とも努力したい。
- 家事調停で駄目なら人事訴訟でということだが、実際に手続がどのように流れるのかよく理解できない。
- 秋田県の実情として、調停段階では裁判所に申立書が用意されている上、記載内容も簡便なので、弁護士が代理人に就くことは少ない状況にある。これに対し、訴訟手続の場合は、争い事であって、主張立証責任を果たすために専門家のアドバイスを必要とする人が多いことから、弁護士が代理人に就くことが多い。
- 家事調停に対応するのなら、家事訴訟という名称でもよいのではないか。
- ◎ 「人事訴訟」という名称は法律名となっている。また、家事調停と人事訴訟の範囲は重複せず、家事調停の範囲が人事訴訟よりも広がっている。
- 例を挙げると、親族間の貸金問題は、家事調停の対象ともなり得るが、訴訟手続では地裁や簡裁が扱う民事訴訟に含まれ、人事訴訟の対象にはならない。
- 秋田県の人事訴訟の件数は、人口比で見た場合、多いのか少ないのか。
- 人口比の統計は持ち合わせていないが、感覚的には少ない方だと考えている。
- 子の親権で争いのあるケースに関し、満10歳以下の子について、どちらの親との親和性があるかを調査することは少ないのではないか。弁護士としては、特に親権者を父親と定めるケースで、その必要性を感じる。例えば、子との面接交渉を求めるケースでは、親権者を母親とする場合には、母親は子との親和

性に自信があるため、面接交渉に応ずることが比較的多い。これに対し、親権者を父親とする場合には、父親は自分と子との親和性に自信がないため、大概、子と母親との面接交渉を拒否する。私としては、他方親と子との面接交渉を拒否する親については、面接交渉を拒否する事実をもって、親権者としての適格性を疑わせる要素とすべきではないかと考えている。

- 調停段階だと、手続の進行中に試験的に面接交渉を行うこともできるが、訴訟段階では試験的に面接交渉を行うことは想定されていない。ただし、人事訴訟においても、非監護親と子との親和性の程度を調査する必要性があれば、非監護親と子とが交流する場面を設定することはある。
- ◎ 子と親との親和性を観察して調査する施設として、当庁にも「児童室」という施設が設けられている（委員会終了後、児童室の見学が行われた。）。
- 履行確保制度の説明があったが、義務者が履行命令に従わない場合はどうなるのか。
- 過料の制裁を受けることになる。ただし、制裁金は権利者には入らず、国庫に納入される。権利者が権利の実現を図る手段としては、強制執行手続がある。
- 義務者が約束した養育費を支払わない場合、権利者は生活保護を受けることになると考えられるが、強制執行手続は難しいのか。
- 離婚調停で養育費の支払いを約束したケースで、給料債権を差し押さえる強制執行手続を行う場合には、家裁の窓口で債務名義となる調停調書正本と送達証明書の交付を受ける必要がある旨、家裁の窓口で説明し、その手続を採ってもらっている。この手続自体は、用意された申請書の所定の箇所に権利者が記入し、若干の費用を納めるだけなので、難しくはない。家裁では、その上で強制執行手続を担当する部署である秋田地裁民事2部の窓口権利者を案内しているが、実際にどの程度の権利者が申立てしたかまでは把握していない。
- 秋田県内では、離婚調停で約束された養育費がもらえる確率よりも生活保護を受給できる確率の方が高い状況にある。

- 義務者が安定した職場に勤めているのであれば、強制執行手続で給料債権を差し押さえて、取り立てることが可能である。しかも、養育費のような扶養義務に係る債権の場合には、一度でも不履行があると、将来の支払分についても、実際に支払を受けるのは本来の履行期にはなるものの、1回の手続で差し押さえることが可能となっている。
- DV絡みの事案では、人事訴訟であっても、調停事件と同様の配慮をしてもらいたい。
- 相談してもらえれば、調停事件と同様の対応をする。

(7) 次回開催期日及びテーマについて

次回期日を平成21年6月23日(火)午後3時から開催することに決した。

次回以降のテーマを「利用しやすい家庭裁判所について」とすることで了承された。